

ヘルスプロモーション(健康増進)とちまるスター交付事業

働く世代における生活習慣病の発症予防・重症化予防を推進するため、
とちぎ健康経営事業所のうち、次の基準を達成している事業所を対象
に、毎年「ヘルスプロモーション(健康増進)とちまるスター」のステッカーを
交付します。



基準

- ★ 前年度の特定健診受診率が90%以上
- ★ 前年度の特定保健指導実施率が60%以上

<事業の流れ>

①各事業所または、協会けんぽ栃木支部及び健保連栃木連合会に**前年度の特定健診受診率、特定保健指導実施率を県が確認します**(10月～11月頃)。

②**上記の基準を達成した事業所**に『とちまるスター』のステッカーを交付します(12月中旬頃)。

- 初めて基準を達成した際は、ステッカーと台紙を一緒に送付します。
- 基準を達成した2年目以降は、ステッカーのみ送付します。
- 継続したステッカー取得を目指して取組の推進をお願いします。
- 基準を達成した事業所名は、健康長寿とちぎWeb等において公表します(了承を得られた事業所のみ)。
- ステッカーを5つ(5カ年分)取得した事業所には、達成記念品(とちまる5スター達成事業所の盾)を贈呈予定です。

(注)

- 特定健診を受診した結果、特定保健指導の対象者がいない場合は、特定保健指導が受けられる体制があれば、実施率100%とみなします。
- 特定健診・特定保健指導の対象となる人は、40歳以上75歳未満の方です。前年度、この対象者がいない事業所は、本事業の対象になりませんので、ご了承ください。
- 前年度の結果が基準となるため、交付年度とステッカーに記載された年度が異なります。

ステッカー及び台紙



事業所へのお願い

「特定健診・特定保健指導」は、メタボリックシンドロームに着目した「健診」によって生活習慣病のリスクを早期に発見し、その内容を踏まえて運動習慣や食生活、喫煙といった生活習慣を見直すための「特定保健指導」を行うことで内臓脂肪を減少させ、生活習慣病の予防・改善につながるものです。受診する皆さんにとっての次のような具体的なメリットがありますので、ぜひ、事業所の受診率・実施率を高める取組をお願いします。

- 自分自身の健康状態を把握
- 健診結果を踏まえ、現在の健康状態にあったアドバイスなどが受けられる
- 疾病予防によって、いつまでも健やかな生活を送ることにつながる

